

最終改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、ハラスメント防止等に関する規程の定めに基づき、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)に必要な事項について定める。

(目的)

第2条 調査委員会は、関係者から事情の聴取を行う等、必要かつ適切な調査を行う。

(調査委員会の構成)

第3条 調査委員会は、防止委員長の指名する次の委員をもって構成する。

- 1 防止委員会委員 若干名
- 2 防止委員会委員以外の教職員 若干名

前項第1号の委員が相談員として関わった事案が調査委員会の調査事案となった場合は、当該委員は調査委員を兼務してはならない。

必要であると認める場合には、本学関係者以外の外部の者に調査委員会特別委員を委嘱することができる。

調査委員の構成に当たっては、男女の比率を考慮する。

調査委員会に委員長を置く。委員長は防止委員長が指名する。

(調査委員の任期)

第4条 調査委員の任期は、調査委員会が設置された日から書面による結果報告が終了する日までとする。

(調査の際の注意義務)

第5条 調査委員は、調査に際して、次に掲げる行為をしないよう注意しなければならない。

- 1 苦情の申出人又は関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害する行為
- 2 苦情の申出人の抑圧や被害の揉み消しになるような言動
- 3 苦情の対象となった者が苦情の内容を否定し、又は申出人の同意に基づく行為であったと主張した場合に、苦情の対象となった事実の存在又は申出人の同意の不存在を証明する負担を申出人に一方的に負わせること。
- 4 その他、申出人を不当に不利に扱う行為

(調査手続)

第6条 調査委員会は、事案の当事者、関係者、その他事案の調査に必要と認められる者から事情を聴取することができる。

事情の聴取を求められた者は、調査委員会に対し、事情の説明、意見の陳述又は弁明を行うことができる。

事情の聴取を求められた者は、事情の聴取に応ずるについて付添人を1名に限り伴うことができる。

調査委員会が必要がある場合には、専門家の意見を求めることができる。

(調査委員会の報告)

第7条 調査委員会は、防止委員会に対し、調査委員会が設置された日から原則として2ヶ月以内に書面による結果報告を行う。

(調査の取り下げ)

第8条 苦情の申出人は、いつでも苦情を取り下げることができる。

(守秘義務)

第9条 調査委員会の委員及び調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮し、任務で知り得た事項を漏洩してはならない。

(規程の見直し)

第10条 この規程を制定又は改正した場合は、施行2年後に見直すものとする。

附 則 1

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、施行2年後に見直すものとする。
この規程の制定により、セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程は廃止する。

附 則 2

この規程の改正は、平成19年4月1日より施行する。